

『2023年度 根本正太郎奨学金（高校入学用）』募集要項

2022年6月吉日

公益財団法人公益推進協会

1. 目的

この「根本正太郎奨学金（以下、奨学金）」は、福島県出身の故根本正太郎様の遺産を活用して、向学心がありながら経済的な理由により就学が困難な者に対し、給付型奨学金を高校在学の期間支給することで、次世代を担う人材の育成を図ることを目的とします。なお、この奨学金は返済の義務はなく、将来の就職等についても何等の義務もないことといたします。また、他の奨学金制度との併用も可能です。

2. 応募資格

現在、学校教育法による福島県内の中学校に在学し、2023年3月卒業見込みの者で、人物・学力共に優れ、かつ向学心に燃えているが、経済上の理由【世帯年収・・・給与所得者500万円以内(収入金額)・給与所得者以外200万円以内(所得金額)

また、両親のいずれかが会社経営者の方は対象外とします。】のため就学が困難であり、奨学援護を希望する者とします。

但し、2023年4月に学校教育法による福島県内の国公立のいずれかの全日制高校に現役で進学することを条件とします。（私立高校への進学は対象外です）

3. 応募・選考方法

募集期間：2022年6月1日～2022年8月31日 (必着)

※当日消印有効ではありませんのでご注意ください。

(1) 根本正太郎奨学金2023年度願書（高校入学用）

※願書は、当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードし、必要事項を記入してください。

(2) 成績証明書（通信簿など）・・・第1学年から直近まで

(3) 同居家族全員の所得を証明する書類・・・例：給与所得者は前年度分の源泉徴収票（コピー可）、給与所得者以外は税務署又は地方公共団体による前年度分の所得を証明するもの（税務署の収受印のある確定申告書（控）のコピーも可）等。

※応募関係書類（添付書類を含む）は返却いたしません。

4. 採用人数

2023年度の奨学生は原則として4名程度を採用する。

5. 給与期間・給与額

高等教育課程の最短修学年限の3年間（36ヶ月）において、以下の金額を支給します。

- i. 月次給付金 **3万円（年2回にまとめて振り込みます）**
3年間 総合計108万円

なお、毎学期末に在学証明書での確認を行い、退学や休学が判明した場合は、支給を打ち切ります。

6. 支給継続資格

- (1) 学期末月内に在学証明書を提出する。
 - (2) 学年末月内は上記と共に、近況報告（様式不問）も提出する。
 - (3) 高校卒業後には、原稿用紙1枚以上の作文を提出する。
- なお、支給開始の確認として入学後、4月に在学証明書のご提出が必要です。

7. 申請書関係の資料郵送先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階
(公財) 公益推進協会 根本正太郎奨学金 担当 高野 宛

8. 選考方法及び通知

当財団の助成金選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で助成候補を決定します。なお、2022年9月下旬を目処に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

9. 助成金の交付

入学後、指定先口座に年2回（4月と10月）に分けて（18万円ずつ）振り込みます。但し、振込手数料を差し引いた額とします。

この奨学金に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階
公益財団法人公益推進協会 根本正太郎奨学金 事務担当 高野
TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814
E-mail : info@kosuikyo.com

※なお、問い合わせの対応時間は平日の10:00～18:00までとします。